

第1章 総則—————

◆第1条 〈定義〉

1. 「当スクール」とは、パルクル・インターナショナルの企画会社である株式会社セカンドオピニオン（所在地：大阪府大阪市北区梅田2-2）が運営する「Club Fortis サタデースクール」をいいます。
2. 「本サービス」とは、当スクールがお客様に提供する各種サービスをいいます。
3. 「本教室」とは、Club Fortis サタデースクールが開講されるパルクル・インターナショナル（所在地：兵庫県西宮市宝生ヶ丘1丁目15-13）内の教室となります。
4. 「スクール生」とは、本規約にご同意の上、当スクールの指定する方法でご入会をいただき、当スクールが入会を承諾したお子様をいいます。
5. 「お客様」とは、スクール生およびその保護者様をいいます。
6. 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、姓、名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、画像などにより個人を識別できる情報のことをいいます。

◆第2条 〈規約の改定〉

本規約を改定する場合、当スクールは、一定の周知期間を設けた後、本規約を必要に応じて改定できるものといたします。当該周知期間の経過後、改定後の規約にお客様のご同意いただいたものとみなします。

第2章 スクール生—————

◆第3条 〈入会手続き〉

1. お客様は、入会のお申込みにあたり、本規約を順守し、当スクールが求めるお客様の情報を虚偽なく登録するものとします。
2. お客様は、本規約に同意の上、当スクール所定の入会申込書に必要事項をご記入・ご提出いただき、初月度の諸費用を支払った段階で、入会のお申し込みを行ったこととします。初月度の諸費用は、入会申込書の提出と同時または7日以内にお支払いいただきます。
3. 入会のお申し込みがあった場合、当スクールがこれを承認することで、スクール生となります。
4. 入会のお申し込みの際にご登録いただきました個人情報は本規約の規定ならびに当スクールの個人情報保護方針に基づき管理いたします。
5. お客様は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、使用させたりしてはなりません。

◆第4条 〈変更の届出〉

お客様は、当スクールの入会申込書記入の項目に変更があった場合は、当スクール指定の方法で速やかに変更の届出をしてください。変更の届出を怠ったことによる不利益は、すべてお客様に帰属します。

◆第5条 〈欠席〉

1. 体調不良、学校行事、他の習い事など、やむを得ず授業を欠席、または遅刻される場合には、必ず保護者様がレッスン日前日までにご連絡ください。
2. 定期的な登校日が土曜日にある学校にお通いのお客様は入会前に必ずお申し出ください。その場合は、欠席日の授業料はいただきません。
3. 単発的な学校行事が土曜日にある場合は、前月10日までにお申し出ください。その場合は、欠席日の授業料はいただきません。
4. 学校登校日と学校行事以外の理由で欠席となる場合は、授業料の返金はございません。これにはご家庭の用事や他の習い事などを含みます。

◆第6条 〈退会について〉

1. 退会のお申し出は保護者様からご連絡ください。
2. 退会を希望する月の前月の10日までにお申し出下さい。

◆第7条 〈強制退会処分〉

当スクールは、お客様が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該スクール生に事前に何ら通告することなく、スクール生登録を取消し、退会したものとします。

1. 入会申込の際の申告事項に、虚偽の申告があり、当スクールにおける登録継続にふさわしくないと判断した場合
2. 諸費用の納入が遅れ、滞納が2か月分となった場合
3. 犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当スクールがスクール生とすることを不適当と判断する場合

第3章 料金—————

◆第8条 〈諸費用〉

1. 諸費用とは、入会金・授業料・教材費等その他費用をいいます。
2. 月毎の諸費用は、口座振替によってお支払いいただくものとします。
3. 口座振替による引落日は、毎月27日です。ただし、その日が土日祝に該当する場合は、翌営業日に引落となります。
4. 諸費用は、年度毎に改定の可能性があります。ただし、社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても諸費用を変更することができるものとします。
5. 諸費用は、返金規約に定める場合を除いて、一切返金いたしません。

◆第9条 〈入会金について〉

入会金は、20,000円とします。

◆第10条 〈授業料について〉

1. 授業料のうち、個別指導にかかる料金は年間レッスン回数を月数で割った金額を定額の月度授業料として別途算出させていただきます。

2. 入会日が月の途中である場合、その月のレッスン回数に合わせた金額を算出させていただきます。

◆第11条 〈教材費について〉

1. 教材費は、入会された月ならびに新年度の初月度に他の費用とあわせてお支払いいただきます。

第4章 その他—————

◆第12条 〈送迎〉

当スクールにおきましてはスクール生への送迎の提供はありません。保護者様に行っていたスクール生の送迎については、別途配布する「送迎について」の内容を遵守させていただきます。

◆第13条 〈休校〉

別途定める年間行事予定に基づき、当スクール規定の休校日があります。

◆第14条 〈講師の代行〉

講師の病気や怪我などにより担当講師の変更をさせていただく場合があります。当スクールの人員が不足している場合は、特別休校となる場合があります。

◆第15条 〈紛失・忘れ物〉

施設内で生じた、私物の紛失について当スクールは一切損害の責を負いません。忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

◆第16条 〈禁止事項〉

スクール生は本サービスの利用にあたり、以下の項目にあてはまる行為を禁止します。以下の項目以外でも、社会常識上及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止するものとします。発見した場合当スクールにて合理的な措置をとらせていただきます。

1. 授業中に私語が多い等授業の妨げとなる行為

2. 講師に対し反抗的な態度や行為
3. 連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為

◆第17条 〈損害賠償〉

1. 本サービスを通じて、お客様と他のお客様、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、お客様は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当スクールは一切賠償の責任を負わないものとします。
2. お客様は本サービスの利用中、またはその前後にて当スクール設備、その他備品に損害（落書きや破損等）を与えた場合、当スクールは該当お客様に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

◆第18条 〈個人情報〉

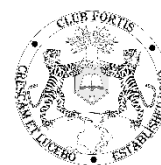
1. お客様からいただいた個人情報は、当スクールでの運営上必要な目的以外には一切使用いたしません。
2. お客様からいただいた個人情報は、入会時から退会まで当スクールで保管し、所定の期間を経過後、破棄させていただきます。

◆第19条 〈準拠法および管轄裁判所〉

当スクールのご利用および本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。また、当スクールのご利用に関するすべての紛争については、特段の定めのない限り、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

制定年月日：2020年1月10日

Club Fortis サタデースクール 返金規約



◆第1条 <定義>

1. 「規約」とは、「Club Fortis サタデースクール 規約」をいいます。
2. 「退会」とは、お客様のご意思で退会することをいいます。
3. 「強制退会」とは、規約第7条に基づく退会をいいます。

◆第2条 <欠席・遅刻時の返金について>

連絡のない欠席・遅刻については、理由の如何に関わらず、諸費用は一切返金いたしません。

◆第3条 <退会時の返金について>

1. 前月の10日までにお申し出をいただいた場合で、翌月分の諸費用をすでにお支払いいただいている場合は、振込み手数料を差し引いた上で返金いたします。
2. 前月の末日までに退会のお申し出がなかった場合は、退会を希望する月の諸費用のうち個別指導にかかる授業料は、下記の返金額に基づき、残りの授業回数に応じて返金いたします。ただし、返金の際の振込手数料はお客様のご負担となります。また、個別指導にかかる授業料以外の諸費用は一切返金いたしません。

◆第4条 <強制退会処分時の返金について>

強制退会処分となった場合、すでにご提供している諸費用は一切返金いたしません。

◆第5条 <改定について>

本返金規約を改定する場合、当スクールは、一定の周知期間を設けた後、本返金規約を必要に応じて改定できるものといたします。当該周知期間の経過後、改定後の返金規約にお客様がご同意いただいたものとみなします。

制定年月日：2020年1月10日